

WOOD コレクション（モクコレ）2026 Plus 奈良県ブース出展者募集要領

1 概要

奈良県では、奈良県産材の魅力発信と、県内木材関連事業者の販路開拓を支援するため、「WOOD コレクション（モクコレ）2026 Plus」に奈良県ブースを設け、県内木材関係事業者と共同出展を行います。

奈良県ブースでは、他府県と異なり出展者ごとの仕切りを設けず、ブース全体を一つの展示空間として構成し、統一感・一体感のブース構成で、来場者に対して奈良県産材製品の魅力を効果的に発信します。

この度、出展を希望する事業者を以下のとおり募集いたします。

モクコレ 2026 Plus について

〈開催日〉令和8年12月24日（木）、25日（金）の2日間

（12月23日（水）が搬入予定日）

〈会場〉東京ビッグサイト 西1・2ホール

（住所：東京都江東区有明三丁目11-1、総面積：約17,760㎡）

〈展示面積〉「奈良県ブース」10小間（1小間3.0m×3.0m）

今年度の奈良県ブースの特徴：

- ・奈良県がモクコレ主催者に対して団体出展として申込みを行い、奈良県産材製品の魅力発信という統一目標のもとで共同出展します。

出展者ごとの仕切りを設けず、奈良県ブース全体を一体的な展示空間として構成することで、出展者それぞれの製品の個性を活かしながらも、ブース全体としての一体感を生み出し、調和の取れた展示空間の構築を目指します。

2 実施体制

・主催：奈良県 共催：奈良県木材協同組合連合会（以下 県木連）

・ブースの構成・展示方針に関する外部有識者：中村光恵氏（合同会社リトルメディア代表）

建築専門雑誌「新建築住宅特集」前編集長、「新建築」副編集長／「JA」編集長などを歴任。

2018～2024 奈良県産材首都圏販路拡大アドバイザー

3 応募資格

以下の条件を満たすこと。

- ・奈良県内外を問わず、奈良県産材を使用した製品を製造している事業者。

4 応募条件

以下の条件をすべて満たすこと。

(1) 「奈良県ブース」において以下の奈良県産材を使用した製品の展示および商談を行うこと。

- 製材、構造部・内装材
- 建具、家具
- 生活雑貨、インテリア雑貨
- 玩具、文具、DIY 材料
- アウトドア関連製品 など

(2) 出展にあたり、以下の①から⑥のすべての条件に従うこと。

- ①新たな販路の開拓に向けた前向きな姿勢を持ち、積極的に取り組む意欲があること。
- ②担当者（来場者対応・製品説明、商談等が可能）を常時1名以上配置すること。
- ③展示品の輸送・搬出入・管理は各出展者が責任を持って行うこと。
- ④県の展示方針に従うこと。
- ⑤県が実施する勉強会（2回予定）に原則出席すること。
- ⑥県およびモクコレ主催者の指示に従い、出展準備等を行うこと。

(3) 展示会出展後の成果報告として、以下の書類を県に提出すること。その他調査等に協力すること。

- ①展示会出展後アンケート（展示会出展1ヶ月後）
- ②商談実績・進捗状況報告（原則1年間随時確認）

(4) 出展風景の撮影及びその映像を、広報活動用として本県ホームページその他の広報媒体に利用することに同意できること。

5 申込方法

(1) 提出書類

モクコレ 2026 Plus 奈良県ブース出展申込書様式（県産材利用推進課ホームページ

<https://www.pref.nara.lg.jp/n096/p077012.html> からダウンロード可)

※ 5 MB 以上の容量の場合は 5 MB 未満に分割してデータ送付すること。

(2) 提出方法

事務局へメール（提出先メールアドレスは、10（4）に記載）

(3) 提出期限

令和8年8月3日（月）12時必着

(4) 応募にあたっての注意事項

①申込書への記入漏れや書類不備がある場合は受付不可。

②特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任は、応募者が負うものとする。

③一旦提出された書類は返却しない。

6 選考方法等

(1) 選考方法

書類審査により8者程度を選定。

※必要に応じて追加書類提出を求める場合あり。

(2) 選考結果の通知

選考結果は書面で通知。選考は非公開とし、結果に関する問い合わせは受け付けない。

7 奈良県及び県木連が負担する経費

① モクコレ主催者に支払う出展料（小間料金等）

② 出展物に係る運送費 ※それ以外の運送費は各自で負担。

③ 展示装飾の仕様に基づく経費（県が装飾用として設置する装飾、電気代を含む。7①を除く。）

※展示装飾については、県及び県木連が決める展示方針に沿って、出展事業者と相談の上、ブース全体の統一感と来場者への効果的な訴求を図るように決定します。出展者による個別の装飾についても、展示方針に沿って展示いただきます。

8 出展者が負担する経費

以下の経費は出展者負担となります。展示運営に必要な経費の一部について、出展者の皆様にご負担をお願いしております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ①奈良県ブース参加費（3万円(税込)）
- ②出展に伴う出展者人件費、交通費、宿泊費等
- ③その他個別に発生する経費等

9 奈良県ブースの構成

奈良県ブースでは、県に割り当てられた区画全体を活用し、統一感のある展示空間として構成します。間仕切り壁は、原則として他県ブースとの境界にのみ設置し、出展者ごとの間仕切りは設けない方針です。ただし、出展内容や製品の特性に応じて、テーマごとのゾーニングや視覚的区分けを行う場合があります。ブース全体の一体感を保ちつつ、各事業者の商談活動に効果的な展示空間を目指します。最終的なブースのデザインやレイアウト等については、奈良県および県木連が決定します。

10 その他

(1) 応募資格の喪失

出展申込者が次のいずれかに該当する事由があると認められる時は、応募資格を失います。

- ①出展申込者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③出展申込者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④出展申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤③及び④に掲げる場合のほか、出展申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 出展資格の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合、出展資格を取り消すことがあります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ②破産等により事業の継続が困難となった場合。
- ③10(1)に該当することが判明した場合のほか、法令等の社会的規範を遵守していない場合。
- ④その他当事業の趣旨にそぐわない行為又は品位を損なう行為であると県産材利用推進課長が認める場合。

(3) 留意事項

- ①展示什器・レイアウト等は、奈良県ブース全体の調和の関係上、出展者の希望に沿えない場合あり。
- ②出展商品数に上限は設けませんが、展示方針により、制限する場合あり。
- ③試食及び試飲（調理を伴うもの含む）は不可。
- ④出展面積の転貸・譲渡・第三者使用は禁止。
- ⑤本県は、主催者の事情、天変地異その他やむを得ない事情が生じた場合は、奈良県ブースの全部又は一部の使用を中止又は変更することがあるが、これにより生じた出展者及び関係者の損害については補償しない。
- ⑥諸般の事情により当事業に関して発生するいかなる損害についても、本県に請求できないものとする。

(4) 申込書類提出先・問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県環境森林部 県産材利用推進課

ブランド戦略係 担当：秋山（あきやま）、乾（いぬい）

メールアドレス：naranoki@office.pref.nara.lg.jp

TEL：0742-27-7470

FAX：0742-22-1228

(5) 今後のスケジュール（予定）

応募受付	募集開始時から令和8年8月3日（月）まで
出展者選考（書類審査）・ 出展者決定	令和8年8月中に書類選考を行い、出展申込者に選考結果を通知する。

出展者個別面談	令和8年9月中旬（予定） ※出展者に集合・開始予定時間、場所を事前に通知。
第1回出展者勉強会	令和8年10月上旬（予定） ※出展者に集合・開始予定時間、場所を事前に通知。
第2回出展者勉強会	令和8年11月上旬（予定） ※出展者に集合・開始予定時間、場所を事前に通知。
その他、随時相談対応	出展者決定からモクコレ会期終了まで
展示会	令和8年12月24日（木）～12月25日（金）の 2日間

以上